

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年5月16日（平成28年（行情）諮問第368号）

答申日：平成28年10月26日（平成28年度（行情）答申第483号）

事件名：社会保障・税に関わる番号制度における情報連携基盤等の技術要件の策定支援業務関係資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月25日付け閣副第41号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

提案企業名及び提案内容について記載されている部分を不開示とするのは、公にしないとの条件で任意に提供されたもので法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものとはいえない。その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに当たるとしても、事後において情報提供要請及び分析結果報告書について公正性や公平性を国民が確認できないものとなり、情報連携基盤等のみならずマイナンバー制度そのものへの国民の信頼性を著しく損なうおそれがある。

（2）意見書

情報提供要請結果の分析結果報告書について、「通例として公にしないこととされているもの」に該当するとしている。法律上は公にしないという条件が付されていて、その条件が合理的であることと解される。

しかし、次の2点で合理性があるとはいえない。まず1点目では、提案が採用された企業と、採用されなかった企業の扱いは異なるべきである。提案が採用された企業については企業名が公表されているのである

から、採用企業の提案についてまで公にしない理由はない。

さらに、採用決定後の扱いは異なるべきである。「その後に予定された設計・開発業務等の調達に対して当該提案企業が受注を試みていることが公になる恐れがあり、提案企業が限定的となり、専門的知見を広く取得するという目的が果たせない」とする理由は、採用決定後においては合理性がない。情報を公にしないことに期限の定めがないことは合理的とはいえない。

また、不開示の補充理由として、情報提供システム等への不正アクセスを企図している者に手がかりとなり、加えてその他のコンピュータシステムへの不正アクセスを行おうとしている者にも関心と呼んで明確な目的意識を芽生えさせ、結果として不正アクセスが増加してシステムへの不法な侵入や破壊を招く恐れが高まるとする。不正アクセスが成功しない場合であっても、通信容量をあふれさせる攻撃を受ける機会が増加し、正常な通信が不通となり、システムの安定稼働をそこなうなどの影響があるとする。

しかし、「情報連携基盤等の調達に係る情報提供依頼書」では、「通信の暗号化などの積極的な活用によりセキュリティを確保した回線網を利用する」とされ、地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク（LGWAN）を改良するとしたうえで、インターネット接続系ネットワークと分離が図られている。インターネットで利用できるマイナポータルについて不正アクセスの恐れがあるとするのはまだしも、情報連携基盤も外部からアクセスが不可能なはずの情報連携基盤について上記理由はあてはまらない。

第3 諮問庁の説明

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「社会保障・税に関わる番号制度における情報連携基盤等の技術要件の策定支援業務関係資料 情報提供要請結果の分析結果、情報連携基盤等の調達に係る情報提供依頼書」の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法5条2号ロに該当することを理由に一部を不開示とした原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、次の2点である。

(1) 情報連携基盤等の調達に係る情報提供依頼書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、行政機関間の特定個人情報に係る情報連携の中核を担うシステムである情報提供ネットワークシステム、マイナポータル及び第

三者機関（以下「情報提供ネットワークシステム等」という。）に必要となる機能等を検討していくに当たり、セキュリティ対策や個人情報の保護、稼働の安定性、コストパフォーマンスなどを考慮しつつ、制度や業務要件等の可変性や拡張性等にも十分配慮しながら、弾力性を担保しつつ取り組むことが必要であることに加え、将来的に幅広い分野における情報連携が可能となることも考慮する必要があることから、情報提供ネットワークシステム等に必要となる機能、当該機能を実現させるための方法、それらのコスト評価等について、今後実施を予定している調達内容の妥当性や、実現するために複数の案が考えられるものについての比較検討を行うことを目的として、企業から広く意見を収集するために公表した資料である。

当該文書は内閣官房のホームページに掲載され、広く一般に公開されていたものであり、該当文書中に不開示情報は含まれていないため、全部開示とした。

（２）情報提供要請結果の分析結果報告書

情報提供ネットワークシステム等の仕様を検討するため、調達内容の妥当性や実現方法の比較検討を行う過程において、上記（１）で企業から提供された情報を基に、情報提供ネットワークシステム等の調達仕様書の作成に向けた論点に沿って分析することを委託した事業者から納品された成果物である。

当該文書のうち、提案企業名及び提案内容について記載されている部分については、法５条２号ロに該当するため、不開示とした。

３ 原処分の妥当性について

情報提供依頼は、システムの仕様等を検討するに当たり、世の中の技術動向やサービスの動向、各種事例、要件を実現する方式等の専門的な知見を広く取得する方法である。

情報提供依頼で企業から提供される情報には、当該企業が持つ独自の技術や知見に基づく情報が含まれることから、情報提供依頼で提供を受ける情報には公にしない旨の条件を付け、提案企業の信頼と期待に応えることで、専門的な知見を広く取得することを目的としたものである。情報提供依頼を行うに当たっては、提供を受けた提案及び資料は社会保障・税に関わる番号制度の関係者に限り、複写・配付を行うこと、提供者に断りなく他者には提供しないことを条件として付している。

情報提供依頼で提供を受けた情報を公にした場合、提案企業が持つ独自の技術や知見が同業他社に知られることにより不利益が生じることや、公にしない旨の条件をつけた上で提供された情報を公にしてしまうと、今後情報提供依頼を通じた情報の提供が得られなくなり、世の中の技術動向やサービスの動向、各種事例、要件を実現する方式等の専門的な知見を広く

取得することが困難になる。

原処分における不開示部分は、①提案企業名及び②提案内容に関する部分であって、各企業にとっては、情報提供ネットワークシステム等の調達において求められる要件に対して提案企業であればどのように実現できるかを示した技術情報であることから、法5条2号ロに規定する「通例として公にしないこととされているもの」に該当すると認められる。

また、当該文書の提供に当たって公にしないとの条件を付さなかった場合、提案企業名が公にされ、又は提案内容が公になることで提案企業名が推測されることにより、その後に予定された情報提供ネットワークシステム等に係る設計・開発業務等の調達に対して当該提案企業が受注を試みていることが公になる恐れがあった。その結果、提案企業が限定的となり、専門的な知見を広く取得するという目的が果たせないことが容易に想像できたことから、情報提供依頼に対する提案が提供された状況等に照らせば、「公にしないとの条件」を付すことには、合理性があると認められる。

以上の理由により、当該不開示部分については、法5条2号ロに規定する「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」及び「その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するため、不開示としたことは妥当である。

4 原処分の妥当性における補充理由について

上記2(2)の文書には、当該文書が作成された後に設計された情報提供ネットワークシステム等に実際に採用された技術情報が多く含まれている。

また、情報提供ネットワークシステム等の受託事業者と当該文書の情報を結び付けることにより、実際に採用された技術情報を具体的に推測することが可能となる。

情報提供ネットワークシステム等は、多数の国の機関や全ての地方公共団体等と接続される大規模なシステムであることに加え、取り扱う情報が日本国の住民の特定個人情報であることを考慮すると、セキュリティ対策をはじめとしたシステム設計内容の開示に当たっては、万が一の事態も想定した上で慎重に対応を検討することが必要である。

また、セキュリティ対策技術が日々陳腐化する一方で、企業、政府機関等を標的としたサイバー攻撃が高度化・巧妙化している状況を踏まえ、本件対象文書を開示することにより、次の事態を引き起こすおそれがある。

- (1) 業務の流れ、セキュリティ対策をはじめとした情報提供ネットワークシステム等の構成、仕様、機能等が明らかになることで、情報提供ネットワークシステム等に不正アクセス等を試みようとする者に対し、本件

対象文書を基にして攻撃対象，攻撃方法等の具体的検討を助長することにつながり，ひいては不正アクセス等の違法行為を惹起することが容易になる。

- (2) 情報提供ネットワークシステム等への不正アクセスを企図している者に加え，その他のコンピュータシステムへ不正アクセスを行おうとする者に対しても，関心と呼び，明確な目的意識を芽生えさせることにもなりかねず，結果として情報提供ネットワークシステム等への不正アクセスが増加し，システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれが高まる。
- (3) 上記(1)及び(2)の結果として情報提供ネットワークシステム等に係る情報の改ざん，破壊，流出，プログラムの改変等の不正行為を行うことを容易にし，あるいは誘発するおそれがあり，このようなことが起きた場合の社会的影響は図り難いものとなる。また，不正アクセスが成功しない場合でも，例えば通信容量をあふれさせる攻撃を受ける機会が増加し，正常な通信が不通となり，システムの安定稼働を損なうなどの影響を受けるおそれが高まる。
- (4) 日本国の住民の個人情報扱うシステムの設計に関わる重要情報を開示することで，マイナンバー制度そのものの安全・安心の確保に対する国民の信用が低下するとともに，情報流出の不安を助長することにつながる。

以上の理由により，「公にすることにより犯罪の予防，その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことから，当該文書は法5条4号にも該当する。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は，原処分について，

提案企業名及び提案内容について記載されている部分を不開示とするのは，公にしないとの条件で任意に提供されたもので法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものとはいえない。その他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに当たるとしても，事後において情報提供要請及び分析結果報告書について公正性や公平性を国民が確認できないものとなり，情報連携基盤等のみならずマイナンバー制度そのものへの国民の信頼性を著しく損なう恐れがある。

ことを理由に，原処分の取消しを求めている。

しかしながら，審査請求人が主張する

- ① 「提案企業名及び提案内容について記載されている部分を不開示とするのは，公にしないとの条件で任意に提供されたもので法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものとはいえない。」については，上記3により適切ではない。

- ② 「事後において情報提供要請及び分析結果報告書について公正性や公平性を国民が確認できないものとなり、情報連携基盤等のみならずマイナンバー制度そのものへの国民の信頼性を著しく損なう恐れがある。」については、当該文書を公にすることで、提案企業の信頼と期待を裏切るだけでなく、今後稼働する情報提供ネットワークシステム等の設計に関わる部分が公となり、マイナンバー制度そのものの安全・安心の確保に対する国民の信用が低下するとともに、情報流出の不安を助長することにつながるため、適切ではない。

よって、審査請求人の主張は認められない。

6 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条2号口に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分維持が適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月16日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年8月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「社会保障・税に関わる番号制度における情報連携基盤等の技術要件の策定支援業務関係資料 情報提供要請結果の分析結果、情報連携基盤等の調達に係る情報提供依頼書」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として、別紙1に掲げる文書1及び文書2を特定し、文書1については全部開示としたが、文書2の一部について、法5条2号口に該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、不開示理由に法5条4号を追加した上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁によれば、不開示部分が存在する文書2は、情報提供ネットワークシステム等の仕様を検討するため、調達内容の妥当性や実現方法の比較検討を行う過程において、文書1の情報提供依頼に応じて企業から提供された情報を基に、情報提供ネットワークシステム等の調達仕様書の作成に向けた論点に沿って分析することを委託した事業者から納品さ

れた成果物であるとのことであり、不開示部分は、文書1の情報提供依頼に応じた提案企業名及び提案内容に関する部分で、いずれも法5条2号口及び4号に該当すると説明する。

- (2) 検討するに、まず、当審査会において文書2を見分したところ、不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分については、各項目に対応した提案がなかったことを示す符号が記載されているにすぎず、提案企業名及び提案内容はもとより、具体的な意味を有する情報が記載されているとも認められないことから、法5条2号口及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきである。
- (3) 次に、その余の不開示部分については、当審査会において文書2を見分したところ、当該技術提案を行った提案企業名のほか、当該企業による提案内容として、ログインのための認証の方式、アクセス記録確認の実現方法、自己情報確認の実現方法、ワンストップ申請の実現方法、お知らせ確認の実現方法、表示内容のダウンロード方法等に関し、情報提供ネットワークシステム等の調達において求められる要件に対して当該提案企業であればどのように実現できるかを示した技術情報が具体的に記載されていると認められる。
- (4) 諮問庁は、上記(1)のとおり、不開示理由として、法5条2号口及び4号該当性を説明するところ、このうち、同条2号口該当性の判断に当たっては、不開示部分が、①「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」及び②「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するか否かが問題となる。
- (5) そこで、まず、その余の不開示部分が、上記(4)の①「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当するか否かについて検討すると、諮問庁は、本件の情報提供要請に応じて企業から提供される情報には、当該企業が持つ独自の技術や知見に基づく情報が含まれることから、情報提供依頼を行うに当たっては、提供を受けた提案及び資料は社会保障・税に関わる番号制度の関係者に限り、複写・配付を行うこと、提供者に断りなく他者には提供しないことを条件として付している旨説明するので、当審査会において、本件情報提供の依頼書である文書1を見分したところ、同文書4頁の5「情報等の取扱い」(7)において、「提供を受けた提案、資料等については、社会保障・税に関わる番号制度の関係者に限り、複写・配付が行われる。また、提供者に断りなく他者には提供しない。」旨記載されていることが認められる。

そして、その余の不開示部分には、上記(3)のとおり、文書1の情

報提供依頼に応じて、民間企業から任意に提出した技術提案について、どのような企業がどのような提案をしたのか具体的に記載されていることから、当該部分は、上記（４）の①に該当すると認められる。

（６）次に、その余の不開示部分が、上記（４）の②「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するか否かについてみると、当該不開示部分には、技術提案を行った提案企業名及び提案内容が具体的に記載されているところ、これらの技術情報については、その内容や性質に照らし、その後の情報ネットワークシステム等の設計・開発において採用されなかった技術情報も含めて、「法人等における通例として公にしないこととされているもの」に該当するとの諮問庁の説明は首肯でき、したがって、上記（４）の②にも該当すると認められる。

（７）以上のことから、その余の不開示部分は、法５条２号ロに該当すると認められることから、同条４号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条２号ロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条２号ロ及び４号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙２に掲げる部分を除く部分は同条２号ロに該当すると認められるので、同条４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙２に掲げる部分は同条２号ロ及び４号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

本件対象文書

文書 1 情報連携基盤等の調達に係る情報提供依頼書

文書 2 情報提供要請結果の分析結果報告書

別紙 2

開示すべき部分

文書	該当頁	開示すべき部分
2	8	表中「D案」欄の3段目
	9	表中「A案」欄の3段目, 「B案」欄の2段目ないし4段目並びに「D案」欄の2段目及び3段目
	10	表中「A案」欄
	18	表中「B案」欄の2段目並びに「D案」欄の2段目及び4段目
	19	表中「A案」欄の2段目及び「D案」欄の1段目
	21	表中「B案」欄の3段目及び4段目
	22	表中「B案」欄の1段目及び2段目並びに「C案」欄の1段目
	24	表中「A案」欄の2段目
	26	表中「C案」欄の3段目
	27	表中「B案」欄の2段目及び3段目, 「C案」欄の2段目及び4段目並びに「D案」欄の3段目及び4段目
	29	表中「A案」欄の5段目, 「B案」欄の2段目及び4段目ないし6段目並びに「C案」欄の1段目及び4段目ないし6段目
	31	表中「A案」欄の3段目ないし5段目, 「C案」欄の5段目並びに「D案」欄の3段目及び5段目
	39	表中「C案」欄の2段目
	42	表中「A案」欄の7段目及び「B案」欄の5段目
	43	表中「B案」欄の1段目
	44	表中「C案」欄の2段目
	45	表中「A案」欄の3段目及び「C案」欄の1段目
	47	表中「A案」欄の3段目及び「B案」欄の3段目ないし5段目
	54	表中「A案」欄の3段目, 「B案」欄の3段目及び「C案」欄の3段目
	68	1つ目の表中「対応策」欄
69	表中「認証」欄の1段目ないし6段目, 8段目, 10段目, 11段目及び13段目, 「アクセス記録の確認」欄の1段目ないし6段目, 8段目及び10段目ないし12段目, 「自己情報確認」欄の1段目ないし6段目, 8段目及び10段目ないし13段目, 「ワンストップ申請」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし13段目, 「認証連携」欄の1段目ないし12段目及び14段目ないし16段目, 「お知らせ通知」欄の1段目ない	

し6段目及び8段目ないし13段目, 「利用者フォルダ管理」欄の1段目ないし6段目, 8段目及び10段目ないし13段目, 「その他機能」欄の1段目, 3段目ないし6段目及び9段目ないし12段目, 「付番・番号連携」欄の1段目, 2段目, 4段目, 5段目, 8段目, 10段目及び11段目, 「情報連携」欄の1段目, 2段目, 4段目ないし6段目, 8段目, 10段目及び11段目, 「アクセス記録」欄の1段目ないし6段目, 8段目, 10段目及び11段目, 「役割・業務」欄の1段目, 2段目, 4段目ないし6段目, 8段目及び10段目ないし12段目, 「アクセス記録監査等」欄の1段目, 2段目, 4段目ないし6段目及び8段目ないし12段目, 「その他業務」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし13段目及び16段目, 「情報連携基盤接続機能」欄の1段目ないし6段目, 8段目及び10段目ないし12段目, 「情報保有機関側管理機能」欄の1段目ないし6段目, 8段目, 10段目ないし13段目及び15段目ないし18段目, 「アクセス記録(情報保有機関内)」欄の1段目ないし6段目, 8段目, 10段目ないし12段目, 15段目及び16段目, 「業務システム接続機能」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし12段目, 「情報保護評価」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし16段目, 「その他」(大分類: 情報保有機関)欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし12段目, 「利用方法等に関する問合せ」欄の1段目ないし8段目, 10段目ないし14段目, 16段目及び19段目, 「第三者機関への問合せ」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし16段目, 「ネットワークの考え方」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし14段目, 16段目及び19段目, 「可用性・信頼性」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし12段目及び14段目, 「性能性」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし12段目, 14段目及び15段目, 「拡張性」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし12段目及び14段目, 「運用・保守性」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし12段目及び15段目, 「セキュリティ」欄の2段目, 6段目, 8段目ないし11段目及び15段目, 「運用環境」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし12段目及び14段目ないし16段目, 「サポート体制」欄の1段目ないし6段目, 8段目ないし12段目及び14段目ないし16段目, 「スケジュール」欄の1段目ないし6段目, 8段目, 10段目ないし12段目, 14

	<p>段目及び15段目, 「調達区分」欄の1段目, 2段目, 4段目 ないし6段目, 8段目ないし14段目, 16段目及び19段 目, 「費用」欄の1段目ないし4段目, 6段目, 9段目, 10 段目, 14段目及び15段目, 「構築条件」欄の1段目, 4段 目, 5段目及び8段目ないし12段目, 「リスク」欄の1段目 ないし5段目, 8段目ないし13段目及び19段目並びに「そ の他」(大分類:システム構築)欄の1段目ないし3段目, 5 段目, 8段目, 9段目, 11段目, 12段目及び16段目</p>
70	<p>表中「利用者フォルダーへのアクセス制御方法」欄及び「利用 者の認証方法(ログイン認証)」欄(7段目及び12段目を除 く。)</p>
71	<p>表中「利用者フォルダーへのアクセス制御方法」欄の1段目及 び2段目並びに「利用者の認証方法(ログイン認証)」欄の1 段目</p>
72	<p>表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目な いし12段目</p>
74	<p>表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目, 8段目及び 10段目ないし13段目</p>
76	<p>表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目な いし12段目</p>
78	<p>表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし12段目及び14段 目ないし16段目</p>
79	<p>表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目な いし13段目</p>
81	<p>表中「ログイン時のアカウント作成方法」欄(14段目及び1 6段目を除く。), 「ポータル利用者番号とリンクコード (P)の紐付け管理方法」欄(7段目を除く。)及び「利用者 フォルダーのライフサイクル管理(証明書の失効時等)」欄 (7段目及び15段目を除く。)</p>
82	<p>表中「ポータル利用者番号とリンクコード(P)の紐付け管理 方法」欄の3段目及び「利用者フォルダーのライフサイクル管 理(証明書の失効時等)」欄の2段目</p>
83	<p>表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び9段目な いし12段目</p>
86	<p>表中「符号の生成方法(IDコード, リンクコード)」欄の1 段目, 2段目, 4段目, 5段目, 8段目, 10段目及び11段 目</p>

8 7	表中「データ伝送方式」欄（7段目を除く。），「情報連携の制御方法」欄（7段目を除く。）及び「情報連携時のセキュリティ（認証方法，暗号化方法等）」欄（3段目及び7段目を除く。）
8 8	表中「データ伝送方式」欄の1段目及び2段目，「情報連携の制御方法」欄の1段目ないし3段目並びに「情報連携時のセキュリティ（認証方法，暗号化方法等）」欄の1段目ないし3段目
9 2	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし11段目
9 3	表中「各社の提案概要」欄の1段目，2段目，4段目ないし6段目，8段目及び10段目ないし12段目
9 5	表中「各社の提案概要」欄の1段目，2段目，4段目ないし6段目及び8段目ないし12段目
9 7	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目，8段目ないし13段目及び16段目
9 9	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし12段目
1 0 1	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目，8段目ないし13段目及び15段目ないし18段目
1 0 2	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目，8段目ないし12段目，15段目及び16段目
1 0 4	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし12段目
1 0 5	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし16段目
1 0 6	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし12段目
1 0 8	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし8段目，10段目ないし14段目及び16段目
1 0 9	表中「各社の提案概要」欄の2段目
1 1 0	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目及び8段目ないし16段目
1 1 1	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目，8段目ないし14段目及び16段目
1 1 2	表中「各社の提案概要」欄
1 1 3	表中「各社の提案概要」欄の1段目ないし6段目，8段目ない

	し 1 2 段目及び 1 4 段目
1 1 4	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目ないし 6 段目, 8 段目ないし 1 2 段目, 1 4 段目及び 1 5 段目
1 1 5	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目ないし 6 段目, 8 段目ないし 1 2 段目, 1 4 段目及び 1 5 段目
1 1 6	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目ないし 6 段目, 8 段目ないし 1 2 段目, 1 4 段目及び 1 5 段目
1 1 8	表中「各社の提案概要」欄の 2 段目, 6 段目, 8 段目ないし 1 1 段目及び 1 5 段目
1 2 0	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目ないし 6 段目, 8 段目ないし 1 2 段目及び 1 4 段目
1 2 2	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目ないし 6 段目, 8 段目ないし 1 2 段目及び 1 4 段目ないし 1 6 段目
1 2 3	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目ないし 6 段目, 8 段目, 1 0 段目ないし 1 2 段目, 1 4 段目及び 1 5 段目
1 2 4	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目, 2 段目, 4 段目ないし 6 段目, 8 段目ないし 1 4 段目, 1 6 段目及び 1 9 段目
1 2 5	表中「各社の提案概要」欄の 2 段目ないし 4 段目, 6 段目, 9 段目, 1 0 段目, 1 4 段目及び 1 5 段目
1 2 6	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目, 4 段目ないし 6 段目及び 8 段目ないし 1 2 段目
1 2 8	表中「リスク」欄の 1 段目ないし 5 段目及び 8 段目ないし 1 3 段目並びに「対策」欄の 1 段目ないし 5 段目及び 8 段目ないし 1 3 段目
1 2 9	上表中「リスク」欄の 1 2 段目及び「対策」欄の 1 2 段目並びに下表中「各社の提案概要」欄
1 3 0	表中「各社の提案概要」欄の 1 段目, 2 段目, 5 段目, 6 段目, 8 段目, 9 段目, 1 1 段目, 1 2 段目及び 1 6 段目
1 3 3	表中「処理量の予測」左端の欄の 3 段目及び 4 段目, 左から 2 つ目の欄の 4 段目, 左から 3 つ目の欄の 3 段目及び 4 段目, 左から 4 つ目の欄の 4 段目並びに左から 5 つ目の欄の 3 段目及び 4 段目
1 3 6	表「ハードソフト分離調達」中「提案理由」欄及び「その他」欄